

第 84 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 12 月 19 日（火）10 時 00 分～10 時 40 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、大井義規、門野隆弘、吹田勇人、竹内由美、玉置久、西村裕三、藤浪芳子
 - (2) 実施機関の職員
保健福祉局高齢福祉部介護保険課担当課長
中央区保健福祉部保護課担当課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、企画調整局情報化戦略部担当課長
ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①神戸市介護用品支給事業における生活保護受給者情報等の利用について
 - ②防犯カメラの設置について
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①神戸市介護用品支給事業における生活保護受給者情報等の利用について
神戸市介護用品支給事業における生活保護受給者情報等の利用について、保健福祉局生活福祉部保護課から条例第 9 条（利用及び提供の制限）、保健福祉局高齢福祉部介護保険課から条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明並びに資料につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委 員 これはサーバにデータを入れておいて、端末で必要なデータを参照することとして、データを持ち出すことはないということですね。

○介護保険課 データを持ち出すことはありません。

○委 員 2 ページや 4 ページには、福祉個人情報とか、生活保護情報というカテゴリーのもとに、それぞれ福祉個人番号や生活保護の受給の有無といったデー

タがありますが、概略図では、今回追加するものとして生活保護情報のもとに福祉個人番号と記載されており、カテゴリーと内容がちぐはぐになっているような印象があります。分類を合わせておいた方が、分かりやすいのではないかと思います。また、タイトルが「生活保護受給者情報等」となっていますが、生活保護受給者情報というのは、これらを総合するような情報を指すのでしょうか。「等」など、微妙な表現が使われていて、整理がされていないように思うのですが。

○介護保険課 「等」には、中国残留邦人の方への支援給付の対象者を含むという趣旨でございますが、確かに「等」の使い方が分かりにくいかもしれません。

○委員 タイトルはともかく、概略図は、生活保護情報の中に福祉個人番号があるのか分かりませんが、2ページの分類では異なるところに入っているように思われますので、形式的に整合性がとれていないように思います。

○介護保険課 ご指摘ありがとうございます。修正します。

○委員 他にはご意見ございませんでしょうか。もう一度確認ですが、ただいまのご質問の最後のところですが、福祉個人番号と生活保護受給者情報というのは、データとしては異なるものなんでしょうか。

○介護保険課 五法システムの中に、その方の情報がある場合に、福祉個人番号を付番することになっておりまして、それをもとに様々なデータが紐付いております。

○委員 委員のご指摘は、諮問書の裏面の項目は分けて書いてあるのに、概略図ではまとめて記載されているということですね。要するに、取り扱う情報は、福祉個人番号と、生活保護受給の有無に関する情報と、中国残留邦人等の情報、この3つですね。この、中国残留邦人に関してというのは、制度を援用しているということなんでしょうか。

○介護保険課 基準は、生活保護法と同じ基準を用いております。

○委員 他に意見はございませんでしょうか。この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
神戸市介護用品支給事業において、保健福祉局生活福祉部保護課が保有する生活保護受給者情報等を利用して、他制度で支給を受けることができる方を当事業の対象外とすること、及びその抽出にあたって電子計算機処理をすることは、事業の継続性と事業費の抑制に寄与するものであり、公益

に資すると認められること、また、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当であると思いたしたいと思います。

②防犯カメラの設置について

中央区保健福祉部保護課から、防犯カメラの設置について、条例第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明並びに資料につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 前回の市政情報室の諮問と似ているように思いますが、同様の位置づけにできないのでしょうか。
- 事務局 類型に基づく形をとっていくのかどうかということまでは、前回のご審議いただいておりますので、個々に必要な部署において諮っていただいております。
- 委員 防犯カメラの設置については、今の時点では類型化しておらず、個別の諮問として慎重に対応しているところですか。
- 委員 4ページの「(1)ウ」の文言を、「みだりに他人に知らせ」などの表現は、もう少しはっきり書かれた方がよいのではないのでしょうか。
- 中央区保護課 はい。5ページをご覧くださいと思いますが、中央区役所における防犯カメラ装置取扱要綱の第4条第6項に「みだりに他人に知らせ」との表現がございまして、この度はこれに則ってさせていただくという趣旨でしたが、委員のご意見も参考に、検討させていただきたいと思っております。
- 委員 今回、何台設置するのでしょうか。
- 中央区保護課 2台を考えております。受付スペースが横長にございまして、そこを撮影するというご様子でございまして、範囲をカバーできるように考えております。入り口に一台、奥側にもう一台設置させていただきまして、そこで両方から受付スペースを撮影します。
- 委員 音声も、防犯カメラで併せて収集するのでしょうか。

- 中央区保護課 音声の収録は考えておりません。
- 委員 音声については、IC レコーダーは既に導入していらっしゃるのでしょうか。
- 中央区保護課 導入しております。
- 委員 暴力事件等を回避する、抑制するという観点では、非常に有効な手段だとは思いますが、当事者にとっては生活がかかっているということで、やり取りの中で、厳しい物言いになるということもありうると思います。そのようなやり取りの中で、言った、言っていないの証拠として採用することまでも含まれているのか、それとも単に暴力の回避に限ったものなのか、その辺はいかがなのでしょう。
- 中央区保護課 IC レコーダーを使用することは稀でございますが、暴力を起こしたという方の方には、その次の回以降は、被保護者の方にお断りした上で、録音させていただいているという状況ですので、やり取りの内容を何でも録音しているというわけではございません。
- 委員 記録データの保存期間は 14 日前後とありますが、この期間が妥当であるかどうかは少し分からないので、その考え方について教えていただきたいのですが。
- 中央区保護課 これも、中央区の防犯カメラ設置要綱の第 7 条第 2 項でございますが、保存期間は 14 日間を限度とする、とございまして、これに則らせていただいておりますので、妥当性につきましては検討させていただきたいと思っております。
- 委員 他に意見はございませんでしょうか。この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
中央区保健福祉部保護課受付に防犯カメラを設置することは、犯罪や迷惑行為等の抑止及び発生時の迅速・適切な対応に寄与するものであり、来庁者の安全確保の観点から、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当であると思いたしたいと思っております。
- 委員 本日審議いたしました、3 件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それでは、これをもちまして、第 84 回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。